第63回 社会資本整備審議会 住宅宅地分科会 WNIVERSITY 資料4

長寿社会の居住を見据える

§ 1 資産性を失わない不動産の制度と市場 § 2 住宅利用の権利と価格

2025年4月17日(木)

明海大学 不動産学部 教授 中 城 康 彦

長寿社会の居住



☞所有・利用の交代・分離が起きることを前提とする社会

- 二つの長寿
 - 建物の長寿命 ☞ 長期優良住宅・建築再生
 - 人生の長寿命 ☞ 人生100年
- 所有・利用の態様
 - 特定の所有者や利用者が"全支配"しない・できない
 - 建築物;全体
 - 寿 命;全期間
- 所有・利用の交代・分離
 - 円滑に成立する社会
 - 適時・適切・適材の居住
 - 長寿社会の居住;柔軟性·流動性に富む仕組みで裏打ち

ポスト住宅双六の住様式

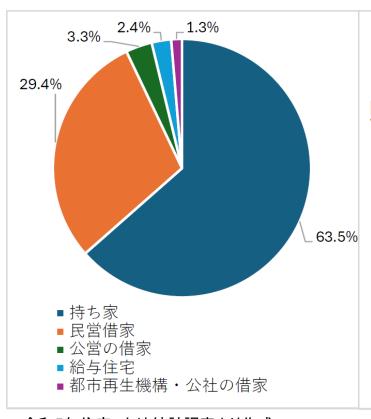
住宅ストックの状況

☞戸数で6割を占める持ち家の資産性を保つ



図1 住宅の所有関係別の構成比

図2 住宅の建て方別空き家数





4,500

4,000

3,500

- ・令和5年住宅・土地統計調査より作成
- ・居住世帯がある住宅総数55,665千戸から、 所有関係不詳2,327千戸を控除した53,338千戸 に占める割合

- ・令和5年住宅・土地統計調査より作成
- ・住宅総数65,047千戸から、居住世帯がある55,665千戸、
- 「一時現在者のみ」286千戸、「建築中」95千戸を控除した 9,002千戸の内訳

低未利用・遊休住宅の予防・解消

住宅ストックの状況





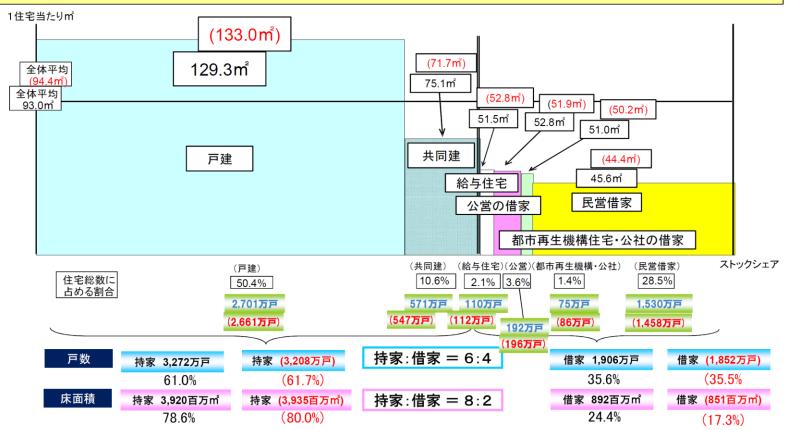
住宅ストックの姿

第47回分科会資料5 更新



国土交通省

- 我が国の居住されている住宅ストックは5,362万戸あり、うち6割が持家で4割が借家となっている
- 〇 床面積の持家と借家の比率は、8:2で、持家が大きく上回っている



※数値は居住世帯あり住宅総数を示す。なお、空き家等を含む住宅総数は6.241万戸。

出典:総務省「平成30年住宅・土地統計調査」 ()内は、「平成25年住宅・土地統計調査」 7

chrome-extension://efaidnbmnnnibpcajpcglclefindmkaj/https://www.mlit.go.jp/policy/shingikai/content/001323215.pdf

[※]持家3,272万戸の内数として、「戸建」に「長屋建」分(30万戸(0.6%))が含まれている。「その他」は含まれない。

[※]持家・借家の他、不詳(175万戸(3.3%))がある。

住宅資産額の蓄積

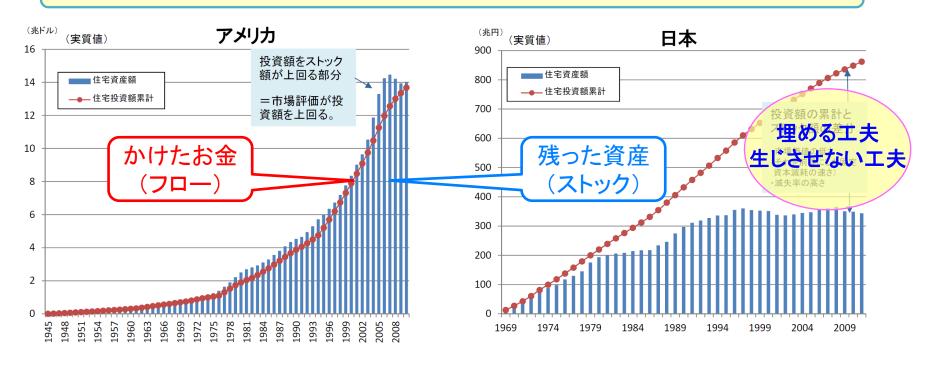




'es. 住宅の資産価値を活かしたくらし・社会 No.

日米の住宅投資額累計と住宅資産額

これまで行われてきた住宅投資額の累積と、住宅ストックの資産額を比較すると、米国では、住宅 投資額に見合う資産額が蓄積しているのに対し、日本では、投資額の累積を約500兆円下回る額 のストックしか積み上がっていない。



(資料)住宅資産額:「Financial Accounts of the United States」(米連邦準備理事会)

住宅投資額累計:「National Income and Product Accounts Tables」(米国商務省経済分析局) ※野村資本市場研究所の「我が国の本格的なリバース・モーゲージの普及に向けて」を参考に作成

売って老後の生活資金に充てる

(資料)国民経済計算(内閣府)

※野村資本市場研究所の「我が国の本格的なリバース・モーゲージの普及に向けて」を参考に作成 ※住宅資産額の2000年以前のデータは、平成17年基準をもとに推計

価値を失った住宅を放置する(空き家)

住宅資産額の蓄積



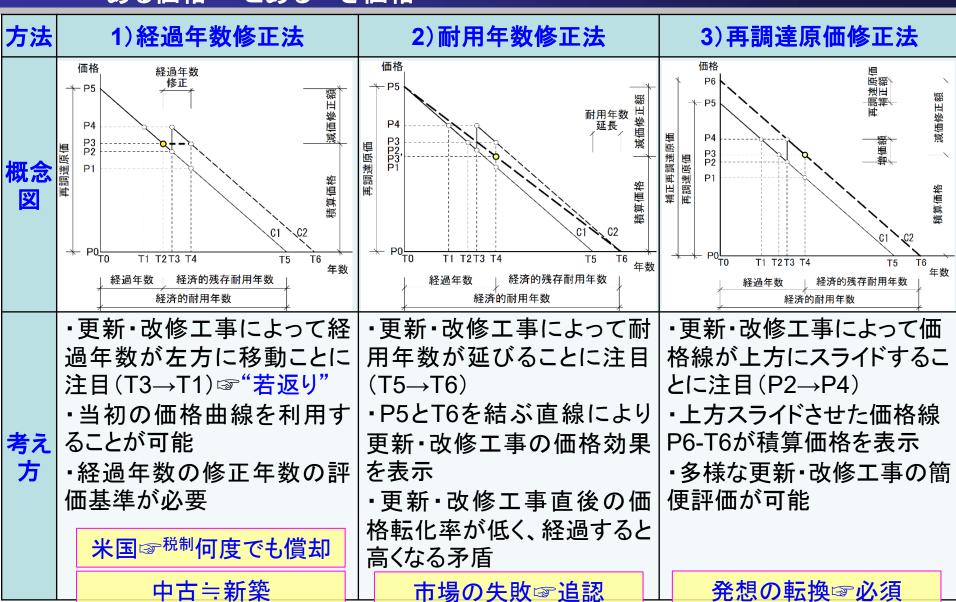




住宅資産の評価法



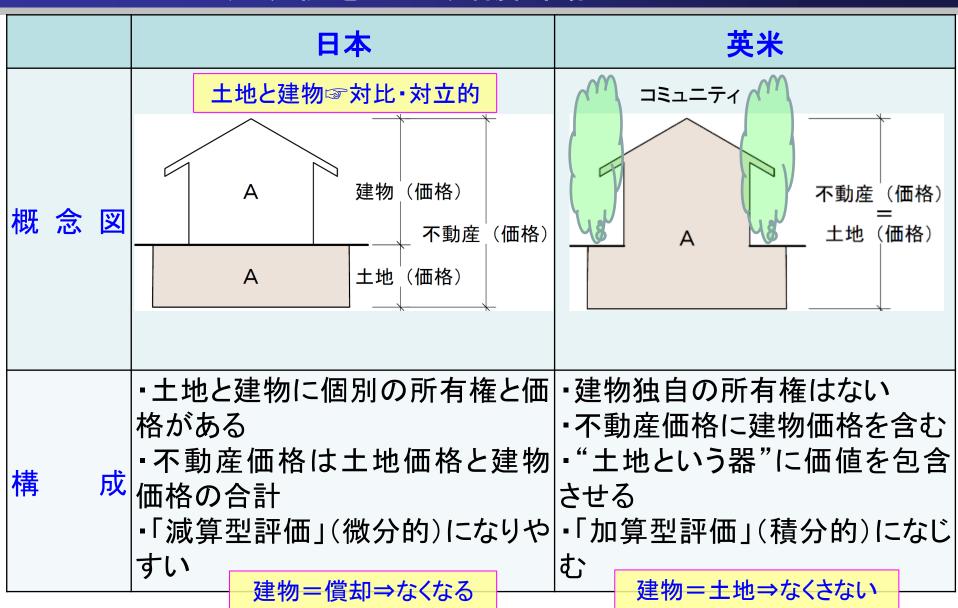




不動産の所有権と価格

☞ "土地化する建物"を生み出す制度・市場

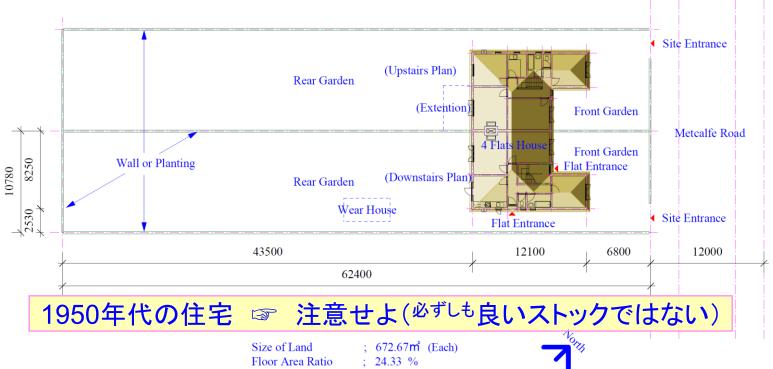








1950年代 Semi Detached House (2戸建て住宅)



Building-to-land Ratio; 12.20 %

SITE PLAN

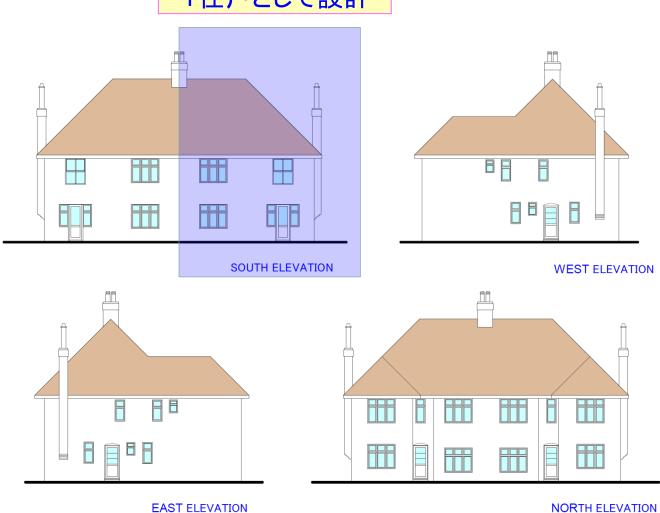
9 Metcalfe Road Cambridge CB4 2DB Drawn by Yasuhiko Nakajo Meikai University 6 July 2004

【メットカルフェ通りの住宅】





1住戸として設計







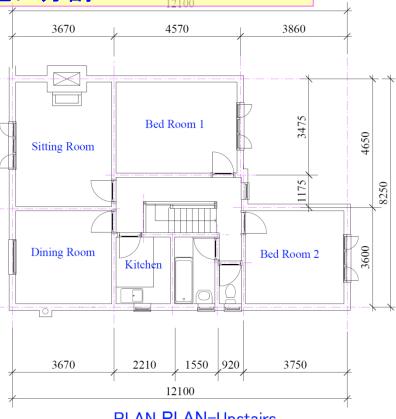
世帯の小規模化(市場のニーズ)に対応

1階と2階を別々の住宅に分割(Converted Flat)



FLOOR PLAN-Downstairs

Floor: 81.63 m Unit: 74.05 m²



PLAN PLAN-Upstairs

Floor: 82.05 m² Unit: 89.54m²

9 Metcalfe Road Cambridge CB4 2DB Drawn by Yasuhiko Nakajo Meikai University 6 July 2004







日常の資金需要 🖙 (短期)賃貸収入

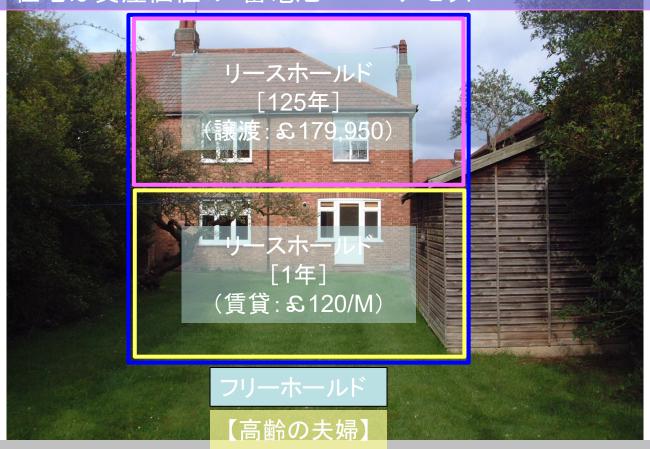
突発の資金需要 ☞ (長期)賃貸収入=(借家権)売却収入

長期耐用住宅 ☞ 多面的利用

時間・空間・権原・価値 ☞ 多様性

住宅は資産価値の"蓄電池" 🖙 アセット (個人ベース)

人生最後の 世界1周 クルーズ





☞改修投資を繰り返して近代的な住宅性能を確保^{《政策誘導》}

内部は更新・改修の繰り返し

快適性・資産性を高めるリフォーム投資を誘引する政策





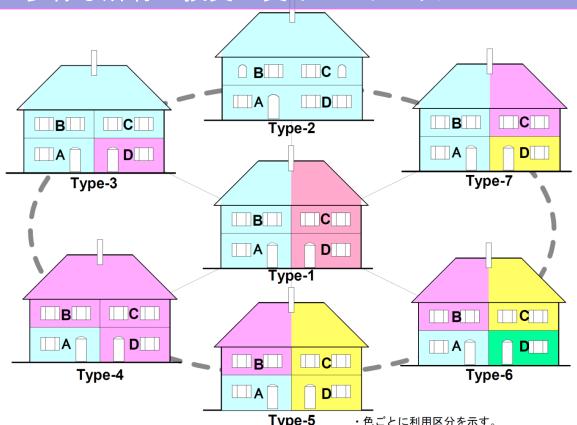


土地という名の建物が200年(70年+125年)存続することを疑わない社会

利用ニーズの多様化

利用区分の可変性で対応

多様な所有=投資の受け皿☞アセット《コミュニティーベース》



Type-5

・色ごとに利用区分を示す。 ・Tvne-1がもとのセミデタッチハウスの利用区分を示す

建物・絵画・骨董品寧時の経過で価値が高まる^{愛税制}償却しないUK











i. 定義

将来純収益 の 現在価値 の 総和

↓《様々な収益価格の求め方がある》

収益価格 🖙 (1)将来純収益の(2)現在価値の(3)総和

ii.一般式で理解する

(1) 将来純収益を予想する

(2)現在価値に換算する

$$P = \sum_{i=1}^{n} \left\{ B_i \times \frac{1}{(1+r)^i} \right\}$$

P:収益価格 $B_i:i$ 年目の純収益 r:還元利回り

$$\frac{1}{(1+r)^i}$$
: 複利現価率

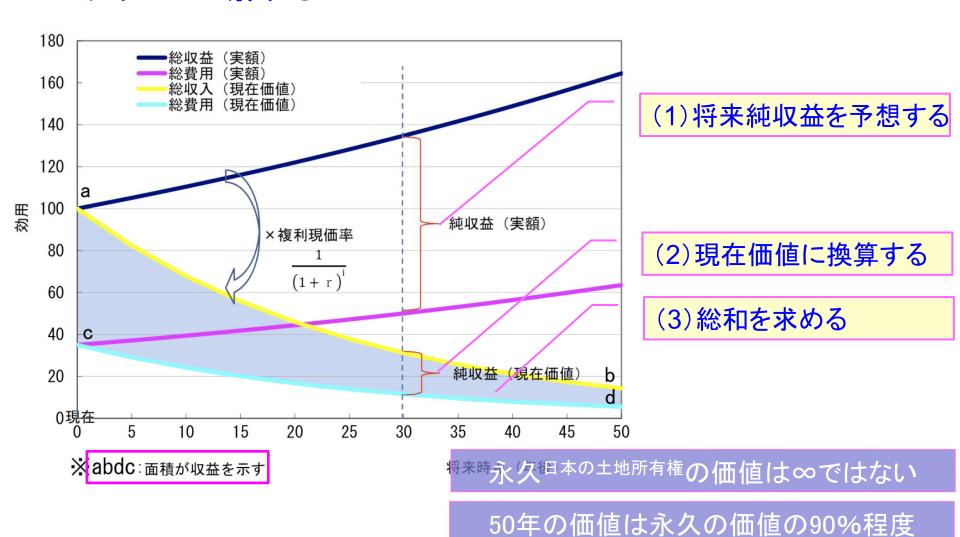
(3)総和を求める

i 年後の1円を今日の価値に換算するといくらか(割引率: r)





iii. グラフで理解する

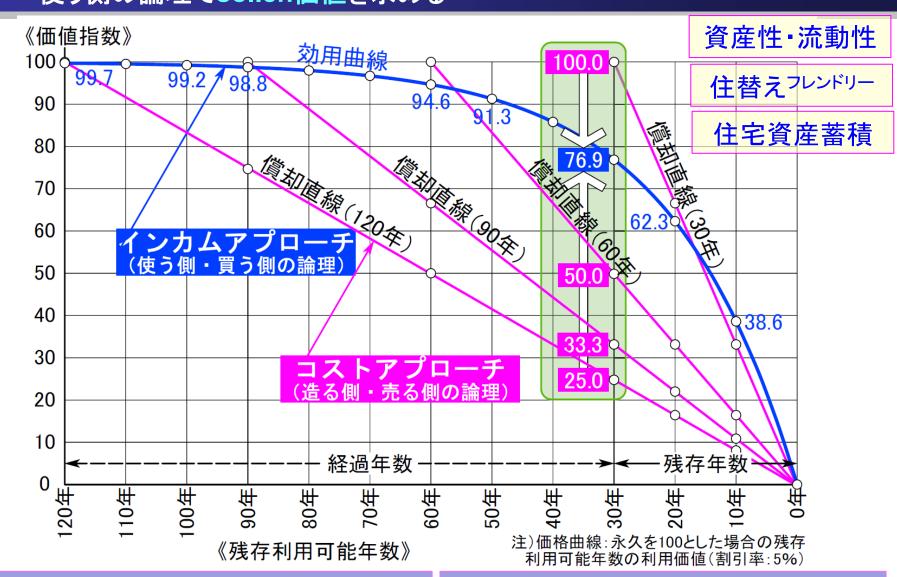


Strictly Private and Confidential

出所:中城康彦 『建築プロデュース』 市谷出版社(2019)p98



☞ 使う側の論理でsollen価値を求める《ポスト・住宅双六の価格論》

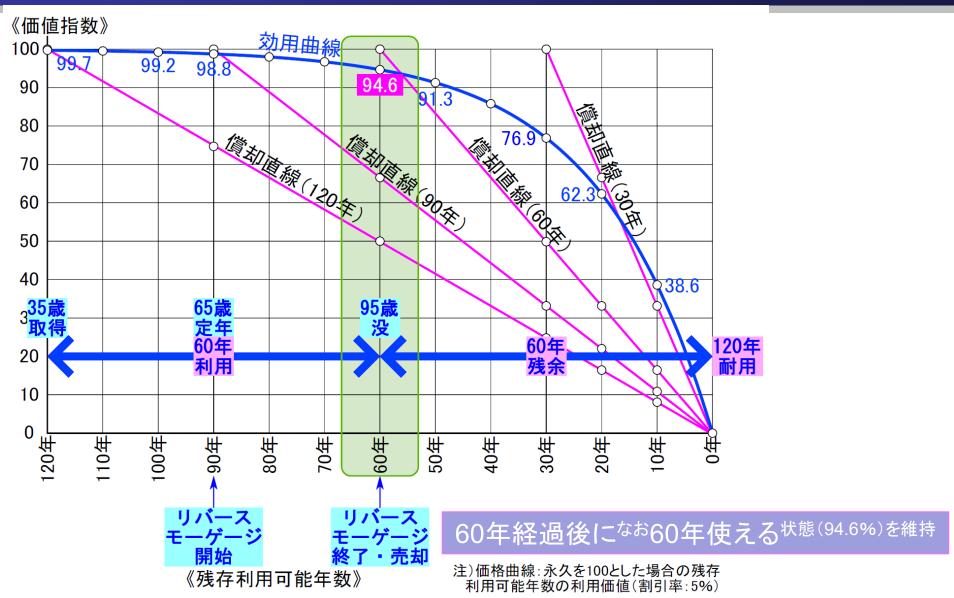


常にあと60年(50年)使える状態を維持する

"永久の9割"の資産価値を保つ社会



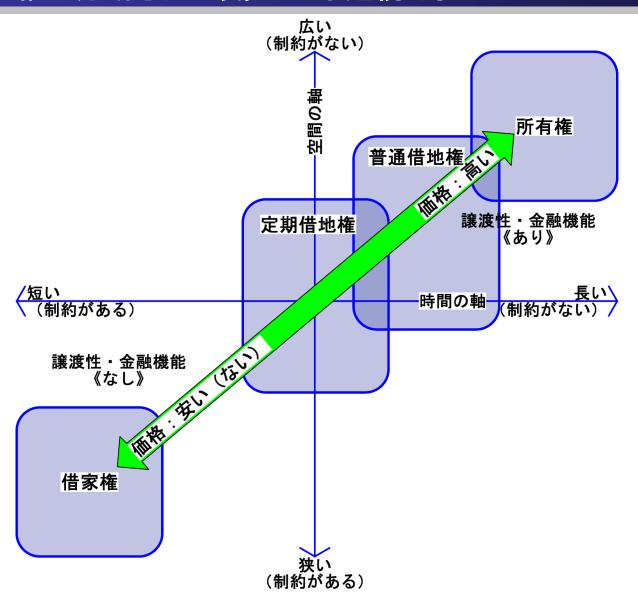
☞ 普通にリバースモーゲージが可能な社会



住宅利用の権利と価格

MEIKAI

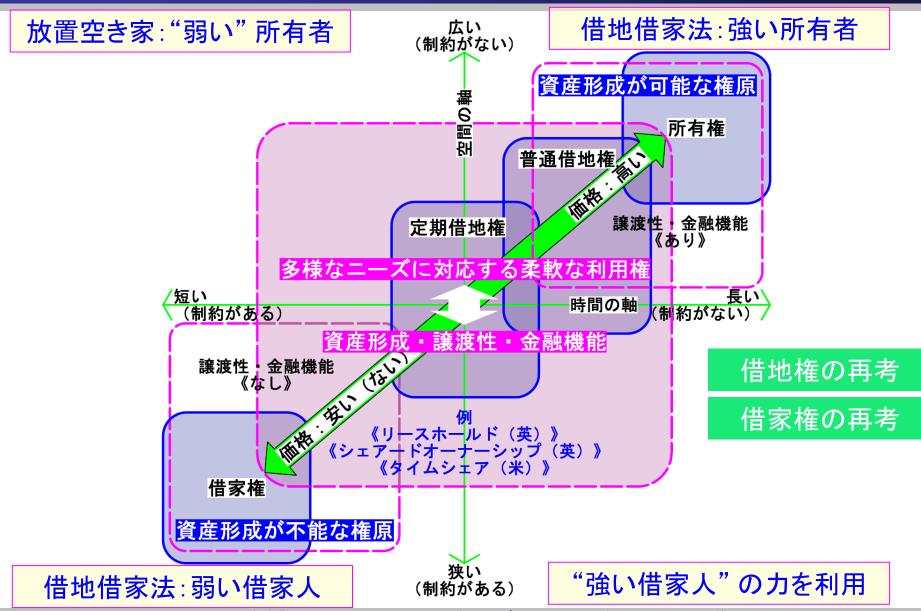
☞ 利用権が分断されて硬直的・不連続・対比的



住宅利用の権利と価格



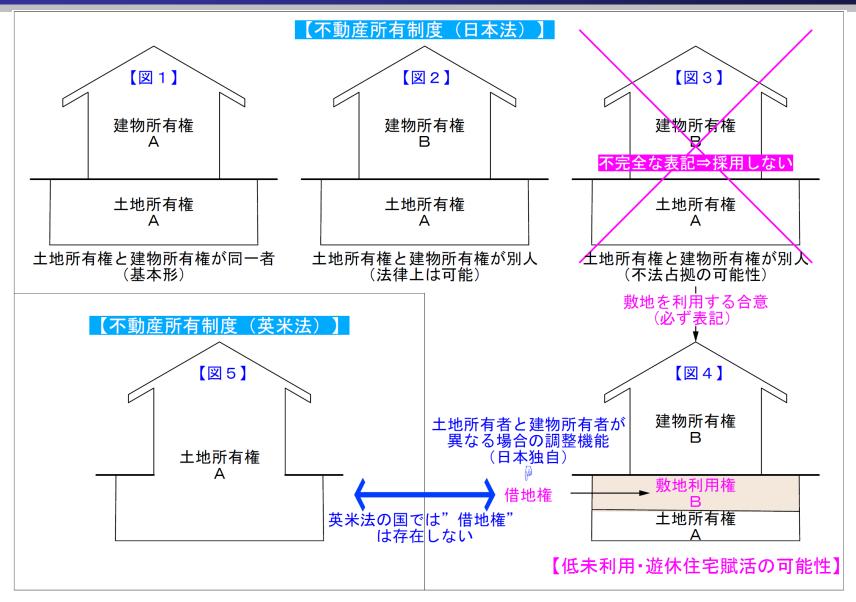
☞ 多様なニーズに対応する柔軟な利用権の創出



日本独自の借地権で隘路を解く







不動産活用を促進する定期借地権制度 借地借家法(1991(平成3)年)で創設

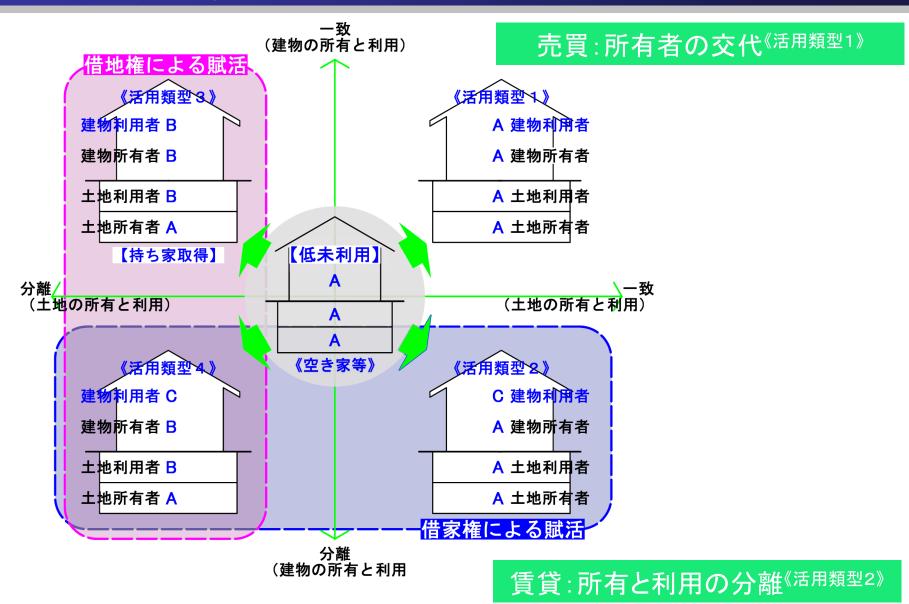


借地権		存続 期間	利用目的	契約方法	借地関係の 終了	契約終了時の建物
定期借地権	一般定期 借地権 (法22条)	50年 以上	用途制限なし	公正証書等の書面で行う ①契約の更新をしない ②存続期間の延長をしない ③建物の買取請求をしない という3つの特約を定める	期間満了による	原則として借地人は建物を 取り壊して土地を返還する
	事業用定 期借地権 (法23条)	10年 以上 50年 未満	事業用建 物所有に 限る (居住用は 不可)	公正証書による設定契約 ①契約の更新をしない ②存続期間の延長をしない ③建物の買取請求をしない という3つの特約を定める	期間満了による	原則として借地人は建物を 取り壊して土地を返還する
	建物譲渡 特約付 借地権 (法24条)	30年 以上	用途制限なし	30年以上経過した時点で建物を相当の対価で地主に譲渡することを特約する。 口頭でも可	建物譲渡による	①建物は地主が買取る ②建物は収去せず土地を 返還する ③借地人または借家人は 継続して借家として住まうこ とができる
普通借地権		30年 以上	用途制限なし	制約なし ロ頭でも可	①法定更新 される ②更新を拒 否するには 正当事由が 必要	①建物買取請求権がある。 ②買取請求権が行使されれば建物はそのままで土地を 明け渡す。借家関係は継続される

低未利用・遊休不動産の賦活

☞ 売買か賃貸で賦活を図る

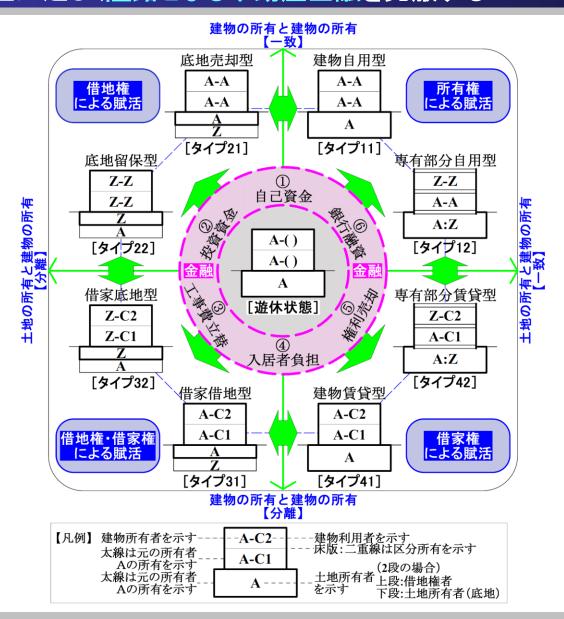




低未利用・遊休不動産の賦活



□ 担保価値が乏しく隘路となる不動産金融を克服する



低未利用・遊休不動産の賦活

売るに売れない・貸すに貸せない"塩漬け"状態



売主

安くてとても売れない

先祖代々の土地建物は売れない

いつか使うかもしれない

仏壇がある・倉庫として使っている

買主

担保価値が低くローンが付かない

構造耐力が未知数

大規模改修が必要だが費用が不明

売るに売れない

長寿社会の多様な居住ニーズに対応する柔軟な住様式を阻害

貸主

立ち退いてもらえない・立退料が必要

家賃不払いでも契約解除できない

事情変動による家賃減額請求権

修繕義務があり費用負担のリスク

借主

間取り・設備が陳腐化している

自由に改修できない

退去時に原状回復する必要がある

貸すに貸せない

売れない・貸すに貸せない"塩漬け"を解く

③ 譲渡承諾オプション付買戻特約付借地権/譲渡可能な借家権



新•定期借地権

売主:譲渡収入/地代収入

売主:定期で借地権終了

売主:土地建物が復帰

売主:性能^{向上した}建物取得

買主:建物所有者

買主:建物を自由に改修

有効活用・性能向上ストック改善

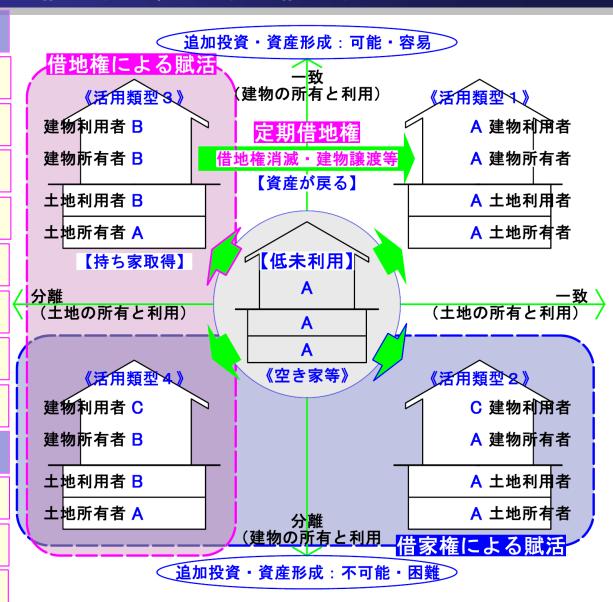
^{買戻LNG}借地権の譲渡承諾OP

新•定期借家権

借主:修繕·^{追加}投資·性能^{向上}

借主:原状回復不要

金融・譲渡・資産形成できる



売れない・貸すに貸せない"塩漬け"を解く

MEIKAI UNIVERSITY

☞ 時代に即応した利用権を創出する

- 定期借地権(借地借家法規律)(1991(平成3)年)
 - 地価高騰期;地価を顕在化させない
 - 宅地の供給促進;必ず戻ってくる仕組みで土地の供給を促す施策
- 定期借家権(借地借家法改正)(2000(平成12)年)
 - 地価バブル崩壊で抵当動産が塩漬け
 - 間接金融の機能不全で優良な不動産利活用にも融資が付かない
 - 直接金融手法としての不動産証券化を導入する施策
 - 契約通り履行される建物賃貸借制度が不可欠
- DIY型賃貸借(国土交通省提唱)(2016(平成28)年)
 - "貸すに貸せない"賃貸借慣行を是正する
 - "強くない所有者"と"弱くない借家人"を繋いで規律の不備を補う施策
- 買戻特約付借地権(New)
 - 借地借家法第24条(建物譲渡特約付借地権) ☞ 建物新築促進施策
 - 今日の社会課題:既存ストック活用を促進する施策(New)にアレンジ
- 譲渡可能な借家権(New)
 - DIY型賃貸借の発展型 ☞ 英国のリースホールドタイプに
 - 日本で欠落する"柔軟な利用権":既存ストック活用を促進する施策(New)

あと60年使える状態を維持・保証する仕組み



☞ 60年残存耐用を見据えたストック診断制度^{で市場を変える}

